

進美寺領の地積

記録の上で判明する進美寺関係の所領は、このように赤崎・浅倉・浅間・日置の地の外に、養父郡の南の方にも分布していたが、その面積については、わずかに、太田昌明が前但馬守護源親長の子息の土地を没収した八ヵ所の地についてのみ知られるだけで、自余の地については、全く分つていい。『但馬国太田文』は、進美寺の田積は、寺用分が二十五町、領家分が六町五反、地頭給が一町、合計三十二町五反だと記している外に、進美寺沙汰地として、惣社三十講田一町五反の存在もあげているが、具体的にその場所は明記していない。これらの土地は、絶えず鎌倉幕府の勢力を背に負う守護や地頭によつて、目をつけられ、ともすると、蚕食されそうになつたり、寺領の権益を巡つて進美寺住僧との間に反目が続く。他方に進美寺は、鳥羽天皇や後鳥羽上皇の御願寺として、京都の政権に接近すると共に、比叡山延暦寺を本寺と仰ぐことによつて、天台座主の庇護を期待したり、また、鎌倉の政権にも密着していく。広く時の政権と結びついているにもかかわらず、その持つ寺領の保全はうまくいっていない。ともすれば、かすめ取られそうになり、その都度、鎌倉幕府や天台座主の手に保護を申し立て、その保全を期待している。進美寺の記録によると、次の如くである。既にふれた事件もあるが、重複をいとわず列挙すれば次の如くである。

①建久五年（一一九四）五月十五日、散位小野時広は、関東祈禱所である進美寺に対し、但馬国中の在庁大名等のろう藉、守護地頭御家人らの違乱を禁じている。

②寛喜元年（一二二九）十一月六日、鎌倉幕府、但馬守護太田昌明が、日置畠等に対し押領するのを停止せしめている。

③建長三年（一二五二）九月十八日、鎌倉幕府、重ねて進美寺の所領に守護地頭御家人等の押領するを禁じている。

④文永七年（一二七〇）二月十一日、後嵯峨上皇、院宣を下して、進美寺領蓮台寺・吉祥寺・石和田保に對して、但馬国衙の妨げを禁じている。

⑤建治三年（一二七七）六月二十二日、龜山上皇、院宣を下し、重ねて但馬国衙の進美寺領蓮台寺・吉祥寺・石和田保に対する濫妨を禁じている。

⑥弘安二年（一二七九）十月十日、龜山上皇、院宣を但馬国に下し、国内を勧進し、進美寺を修造し、併せて諸人の違乱を禁じ、仏事を勤修せしめている。

⑦弘安九年（一二八六）九月十六日、左弁官は天台座主宮の令旨に任せ、国衙権門等が、進美寺別當寺、吉祥寺・石和田保に違乱をなすを禁じている。

⑧年期不詳、天台座主無品法親王庁、下文を下し、但馬国衙資経の訴をいれ、進美寺領蓮台寺・吉祥寺並びに建屋紙工新立保に対し、永代国領地として、正税を弁済せしめている。

進美寺と異国降伏祈禱

さて、弘安四年（一二八一）日本は高麗の兵船の来襲も撃退したものの（弘安の役）、更に重ねて來窺するやも知れぬと脅えた。この年以降、鎌倉幕府は、神經質なほど異国調伏を諸社寺に祈願した。特に正応三年（一二九〇）には、異国襲来の噂が高まり四月二十五日院宣をもって、諸寺に異国降伏の祈禱を命じたが、既に関東祈願寺としての実績をもつ進美寺にも、この

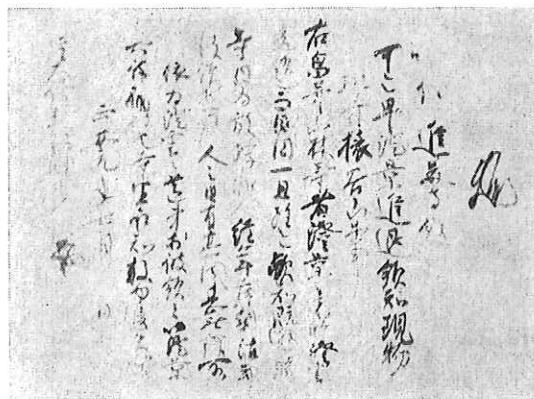


写真83 法眼和尚補任状（進美寺文書）

事は指命されたのであつた。即ち、早くも院宣が発令された三日後の四月二十八日付をもつて、鎌倉幕府は、但馬守護太田政頼に命じて、別当・供僧・神主らが、堂塔の損壊をそのまま放置し、仏神事を勤行しないことを警めて、進美寺を修造し、併せて異国調伏を祈念すると共に、その巻数を幕府に執進するよう命じてゐるのである。この指令は、二ヶ月を経過した六月の下旬ごろ、但馬の守護所に到達したもの如く、六月二十五日付をもつて、但馬守護太田政頼は、進美寺の院主別当供僧らに、この関東の指令を伝えている。

進美寺は、本寺たる比叡山の縁によつて、このように、鎌倉時氏を通じて、永く関東との所縁を深く持ちつづけていた。

進美寺の悪僧

弘安三年（一二八〇）十二月の進美寺の記録に

よると、堯上の分領東懸の畠壹反は、阿弥陀堂の御油畠だとある。東懸というのは、先にふれた東県のことである。ここは、進美寺の住僧の所領があり、これは同時に進美寺の寺内の阿弥陀堂の油畠でもあった。つまり進美寺の住僧堀上は東県の畠壹反を保持する代償に、阿弥陀堂の灯明費を負担しているわけだ。また、正安元年（一二九九）七月、□□垣ならびに猿谷山の山林等は澄雲の所領であつたが、これを遺弟子澄景が伝領してもかまわぬこととなつたとも記してある。猿谷は図46に見る

如く大字江原の中で、円山川右岸部に当り、既にのべた岩出野と地続きの地だ。

こうしてみると、進美寺領の内容が、おぼろげながら推測されてくる。即ち進美寺は、進美寺という一つのお寺があるのでなく、阿弥陀堂や、別院の蓮台寺、吉祥寺などの寺々で構成されていて、それぞれの堂坊には、それを維持管理するための所領が寄せられていて、これらの所領が即ち進美寺の所領の内容であるわけだし、そしてこの堂舎に付している所領には、権利者として、進美寺の住僧が関係しているのだった。

従つて、この所領の保持、わけても進美寺の中核ともなるような堂舎の所領を保持するか否かは、進美寺の住僧にとっては一大関心事であつた。時によつては、強引に所領保持を計る僧も出て来る。

その一例は、俊昌、頼憲の兄弟僧の暴行放火事件だ。即ち阿闍梨俊昌^{あじやしらふじょう}が田地八段の地頭である本吉三郎資直の代官と称して、進美寺の寺領田畠に濫妨を行つてゐる中はまだよかつたが、元応元年（一三一九）八月十八日の夜、弟頼憲らと共に、赤崎莊の田所職をしてゐる進美寺住僧の里坊に夜討強盜をかけて、二名の死者を出させる騒ぎを起こしてゐる。この時、進美寺の中枢部も焼けてしまつたものか、「彼俊昌擬焼払當時仏閣、相語悪党等、如浮雲令往反」と表現され、進美寺の仏閣を焼き打ちに致し、同類を引きつれて進美寺山中を我が物顔にのし歩いてゐる。このため進美寺では重代の寺歴にかかる文書が盗まれたり、紛失してしまい、やむなく、この由を国衙に申し出でて、その認証を仰がねならなかつた。

進美寺は、ともすると守護や地頭のような外部の勢力によつて寺領が蚕食される危機を抱く一方、内部に於ては、寺領そのものが住僧の勢力争いに利用され、果ては仏閣炎上という非常事態にまで、事が及んでいる。

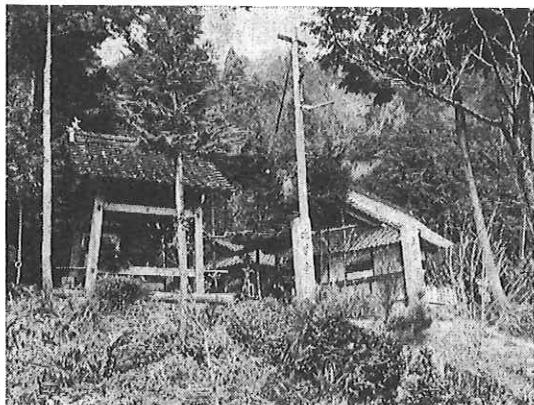


写真84 頃垣（頃垣）比会寺（頃垣）

三方郷と比叡山 嘉承二年（一二三六）七月二十四日、但馬国三方郷が、横川中堂領として寄せられる旨の宣下があった。比叡山延暦寺には、東塔・西塔・北塔の三塔があり、この中、北塔を俗称で横川（よがわ）とよんでいる。東塔の直北一里、山上の北方を占め、六谷に分れているが、その中心が横川中堂であった。この中堂領木戸莊と、同じく比叡山の楞嚴院領和邇莊（りょうごんいんりょうわじんじょう）とが莊の境について検証したので、両者の言い分を聞いた上で、新しく界が設定されたところ、横川側はこれに不満を持つて鬭訴（とうそく）を申し立て、諸堂の門戸を閉じて離山してしまった。横川衆徒をなだめる必要から、代りに但馬国三方郷を、横川中堂領として寄進されたものだった。

ところで、但馬国は、養父郡と氣多郡にそれぞれ三方郷がある。養父郡の三方郷は、今の閼宮町の新庄、大屋町の宮垣・樽見・上山・夏梅の地を指すものらしいが、ここには天台寺院が存在していない。却つて、日高町域である氣多郡の三方郷には、觀音寺という天台寺院が存在している。三方郷が比叡山とのように関係を持つてくるなら、三方郷の地に天台の教線が展開し、天台関係の寺院が存在していてよいと思われるから、横川中堂領となつた但馬国三方郷は、氣多郡の三方郷だったろうと推定しておく。

ところで、横川中堂の衆徒をなだめるため、このような処置を思いついたのは、時の天台座主淨土寺円基であった。円基の時も、但馬は比叡山の寺院知行国であって、但馬を財源として諸堂の修理をつぎつぎに行つたという。このため山僧たちはその徳を頂くといわれたほどのやりてで、円基のあとに天台座主になつた聖覚も、但馬國務を受けていたが、円基に比べるととも聖覚はその仁でないといわれ、『明月記』の筆者、藤原定家も、円基の事を、「能説之吏務」だとべたほめをしていた。

比曾寺と松尾延朗 源平争乱期に、不思議な力を發揮した僧に松尾延朗がいる。延朗については『兵庫県史』は次の如く記述している。即ち、延朗の伝記は『元亨釈書』に詳しい。それによると、彼は但馬國養父郡の人で、有名な源義家の四世の孫にある。父は義信というが、おそらく祖父の義親が出雲国で反乱を起こし、平正盛に討ち取られたあと、身をくらませて但馬に土着していたのであろう。延朗の幼名は徳寿丸、元服して義実を名のつたが、はやく両親を失い、近傍の比曾寺にこもって經典に親しむ身となつた。比曾寺は『但馬國太田文』氣多郡の条に、「天台末寺、比曾寺十一町八反、地頭樂前藤内兵衛入道了一」としるされた古刹である。十四歳のとき三井寺の永証の門に入り、天養元年（一一四四）八月十二日、十五歳にして出家、十八歳のとき郷里に戻り、ふたたび比曾寺にこもつてもっぱら法華經を誦持した。二十九歳で、叡山東塔の山王院觀巖に両部灌頂を、ついで養全阿闍梨に密印灌頂をうけ、ほほ顎・密の奥儀をきわめた。平治の乱（一一五九）が起るや、平清盛は、彼が源氏の一族であることを知り、軍を出してその坊を囮んだが、彼は一心に法華經を誦誦し、天童の守護によつて窮地を脱することができたとい

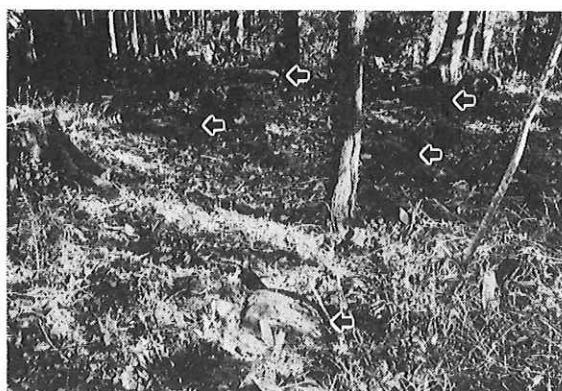


写真85 旧比曾寺跡の礎石(頃垣)

う。『元亨釈書』の語る延朗の伝記には、これに類した神秘な靈験譚がすくなくからず収められている。

延朗はその後諸国の靈山を巡歴し、その足跡は奥州にまでおよんだが、まもなく京都に戻ったらしく、安元二年（一一七六）洛西松尾社の南の最福寺に移り、寺中に大池を掘り、その傍に坊舎を建てて住んだ。池側に大石があり、いつも白髪の老人が来り坐した。延朗が来意を問うと、「自分は松尾明神である。あなたの誦持する法華經を聴聞するためにやつて来たのだ」と答えたといふことである。この話には、延朗がすぐれた法華經持者であつたこととともに、神も仏法を喜び、經を聞くことをのぞむ、という古典的な神仏習合觀が語られている。

彼はまた加持の力で病者の救療に不思議な力を發揮した。丹波守盛則の一家が病氣にとりつかれ、二女が死し、家人すべてが病に臥したとき、延朗は、盛則に今後いつさい狩獵をしないことを約束させたうえで加持を行い、香水を病者にそそいだところ、たちどころに病癒え、死んだ二女までが蘇生したという。また松尾神社の神主相頼は、摂津山本荘の領主職を米二千石で買い取り、のちこれを弥宜相久の母に譲り渡した人物であるが、かつて眼病を患い、両眼を失明した。延朗に加持を求めるに、このときも延朗は鷹狩の好きな相頼の銅つていた五羽

の鷹を放たしめ、加持念誦した。すると舍利が出現し、これを神殿に納めたところ、たちまち神主の両眼は明を取り戻したという。どちらの場合も殺生禁断の誓約を取りつけたうえで加持を行つてゐるところがおもしろい。

かずかずの靈験を伝え聞いた源義經は同族のよしみもあつてか、辞退する延朗にしいて丹波篠村莊を寄進した。延朗は莊民たちに弥陀の名号一万遍を唱えた者に一石の租を免することを申し渡した。これによつて莊内に念佛がさかんになり、莊民も免租の恩典に浴することができた。承元二年（一二〇八）正月、入滅にさいしては、死期を予知して石室に入り、端坐西向して八字印を結び、弥陀・釈迦・弥勒の三仏の名号を唱えながら終つたといふ。世寿七十九（『元享釈書』『吾妻鏡』『太平記』）

さて、若き延朗が定住した比曾寺は、この『元享釈書』によれば、其の郡の比曾寺ひそじとあるので、延朗出身の養父郡に所在しているようにみえるが、現在、養父郡には比曾寺と伝える所がない。却つてこの延朗の時代より少し下つた時期の史料である『但馬国太田文』によると、氣多郡に、比曾寺十一町八反と見え、天台末寺と記しているから、延朗が但馬在住の時、関係していた比曾寺が、養父郡だというのは、『元享釈書』が、氣多郡のこの比曾寺を取り間違えたもののようにみえる。

では、比曾寺は、氣多郡のどこに建立されていただろうか。八代地区の河江には比曾谷があり、清滝地区の頃垣には、比曾寺という寺があり、今は但馬順礼四番の札所だ。また神鍋（太田）には比曾ヶ森という所があるなど、氣多郡には「比曾」と名のつく地名が濃厚に知られる。比曾寺は、その後、移動したものらしく、その場所は、山宮と頃垣に「比曾谷」という地名がある近くと考えられ、山門の礎石も発見されてい

る。この中、頃垣の比曾寺は、とても延朗と関係のあつた寺のようにはみえない。却つてその地が平広で、古木が生い茂っていた比曾ヶ谷の方に、大寺がその昔あつたように思われるところから、延朗が法華の勉強をしていた但馬の比曾寺はここに比定していいだろう。『但馬国太田文』が記載する天台末寺の比曾寺は、大岡山の南西斜面の開かつ地に存在していたものであろう。

樂前藤内兵衛入道

そして、この比曾寺の地に地頭として臨んでいたのが、樂前藤内兵衛入道さきのくわい了一で、彼は今はその所在がすっかり分らぬ善雲寺六町四反余の地域にも関係している。入道了一は、『但馬国太田文』に「御家人」と断つていないところから、却つて関東御家人かも知れないが樂前を姓としているから、樂前郷に関係ある人だろう。樂前郷は、『和名抄』に、「佐々乃久馬」と訓じられている地だ。先にもふれた如く、この樂前郷全域は莊園化して、樂前莊となり、しかも中分され、知見川流域の佐田・伊府・篠垣にわたる地域に成立した樂前莊の南莊は、地頭方の得分となつていた。この南莊の地頭の名前は、全く分らないが、この樂前藤内兵衛入道さきのくわい了一ではなかつたろうか。

この樂前藤内兵衛入道了一は、太多莊八十一町歩の地頭職も有している。十戸・比垣・漆垣・山宮・石井・柄本・東河内・水口・稻葉・万劫・山田・万場・名色・栗栖野・庄境・久田谷・夏栗・田ノ口・羽尻が太多郷であつた。この地に、伊勢太神宮の御厨が文治元年（一一八五）九月十日、永代不輸神領の旨の宣告を受け、同年十月九日に設立されている。御厨というのは、内容的には莊園と全く変らぬもので、史料的には伊勢神宮と賀茂社に限られている。この御厨から神社の祭儀に必要な魚・貝などを奉獻しているが、この

太多御厨の供祭物は、上分八丈絹三疋・月次御幣料上品紙十五帖・起請雜用料絹十七疋となつてゐる。『神領目録』では、別に絹三十疋、上品紙十二帖ともなつてゐる。太多御厨は、後に荘号を称したものか、『但馬国太田文』では、太多荘と荘名で記せられている。こうしてみると、太多荘・比曾寺・善雲寺の各荘に樂前藤内兵衛は地頭として臨み、また樂前南荘にも関係していたとみえるから、彼は凡て、百二十四町二反二百十八歩の地の地頭として、旧村の清滝・西氣・三方に至る地域に臨んでいた。氣多郡はえぬきの豪族だったろう。

彼は、承久の兵乱に、鎌倉方に味方したために、この広大な地域の地頭として臨んだもので、その中にはこの兵乱に京都方に味方していた氣多郡の武士の没収地もあつたことだろう。

なお、太多御厨については、長禄二年（一四五八）、洞院家の家領たるによつて、洞院公地は安堵を受けている。洞院家は、藤原氏の中、北家西園寺流に属する家柄で、始祖は西園寺公經の三男実雄である。九世が公数で、出家して嗣子なく、家が断絶しているから、この時、太多御厨も、恐らく洞院家から離れてしまつたことだろう。

樂前荘と中分地

初め鎌倉幕府が全国の荘園や公領に設置した地頭は、承久の乱のあとには、その補任範囲が拡大され、官方の没収地三千カ所には、權能が強化された新補地頭が任命された。地頭は幕府の權威を笠に着て、荘園に侵略を行う。先に述べた如く、仁和寺領新井荘には、新補地頭、宇多々家守が新儀の非法を行い、仁和寺の愁訴しうそを受けた鎌倉幕府では、一応表向には、宇多々の越権行為を停止

させているものの、一般に地頭はしぶとく、年貢や年貢を産み出す田畠山林などの横領をくりかえすので、しまいには荘園の領主側では根負けをして、いくら抗議をしてもつまらぬと悟り、田畠山林などの土地の領有権を折半したり、一対二などに分けたりして、地頭にくれてやり、これからはお互いに、干渉や侵犯しないようにしてくれと折れて出るのである。このことを下地中分と呼び慣わしている。ところで樂前郷の郷域に成立したのが、樂前莊だがその成立の時代、成立の事情は全く判明していない。建治三年（一二七七）の資料によると、樂前莊は中分地と記せられ、四拾八町三反六拾二歩の地は、南莊と北莊に分れて、それぞれ二十四町半三拾歩と、きれいに折半されている。そして領家領として残ったのが北莊で、伊府・篠垣・佐田の地域だ。従って南莊が地頭方となるわけだが、『但馬國太田文』にはその旨の注記もなく、地頭の名も記していない。この南莊は野、伊原の地域で、伊原は今の道場に当る。この樂前莊は、第六章第二節安田氏義の項でふれる如く、南北朝の争乱期には、安田信義が関係してくる。

高田郷と高田忠員 『但馬國太田文』によると、高田郷の地頭は高田次郎忠員だ。高田郷の地頭は、宮内庁書陵部所蔵の『但馬國太田文』によると、高次郎忠員となっているが、香住町の帝釈寺所蔵の『但馬國太田文』によると、高田次郎忠員となっている。高と高田と、苗字が異っている。若し高忠員という名が正しいとすると、これは、関東の高氏の一族だと考えねばならない。南北朝時代、足利義氏が政権確得するについて、随分と貢献する氏族だ。しかし、この場合高田郷の地頭は、高忠員ではなく、高田忠員だと考へてもよいように見える。さて、正安二年（一二〇〇）には源忠員と尼妙真が、京都の高山

寺に氣多郡高田郷地頭職のうち、田畠合計四町二反余を寄進している。それは忠員の父、季能が多年地蔵菩薩を信仰し、高山寺乗達房に地蔵菩薩一軀を奉安していたので、その灯油料所に充てるためだった。それによつて亡父の菩提を祈り併せて忠員、妙真の後世安穩も祈念している。こうしてみると、忠員と尼妙真是夫婦だったらしく、老境に臨んで過ぎ越し方を振り返つてみると、ふとわが身の齢が、父の亡くなつた時の年齢に近くなつてゐることに気付き、しみじみと父を想うあまりに、菩提の供養を思いついているようだ。

この源忠員は、多分、『但馬国太田文』に記する高田忠員と、同一人物と見ていい人だ。すでにふれた如く、進美寺に日置河内山林畠を寄進した忠清は、この源忠員の祖父に当る人かと想像しておいた。また、たびたびふれることはあるが、平安時代の初め、但馬國氣多郡穀川人部広井が、本姓を改めて高田臣の姓を受けてゐる。高田郷に所縁があつたのだろう。同様に忠員も、高田郷に深いかかりを有していいたから、高田を姓としたものであろう。ところがこの高田氏は、但馬の大族、日下部氏、分けてもその二大分流の一つである養父の系統に、あらわれていて、高田大夫盛澄^{むちゅうざん}と名乗る人がいる。高田忠員の名前は、「日下部系図」の中には出てこないが、それでもこの高田氏と関連のある人であろう。恐らく、円山川の支流大屋川の上流域に栄えた日下部氏の分流とみていい。高田忠員は高田郷六十七町歩余の地頭であるばかりでなく、八幡宮神人免二町五反を有していた。この八幡宮は、石清水八幡宮の別宮、伊福八幡社である。国衙領に地頭として入り込み、同時に莊園領である伊福別宮にも関係して、税法上の特権を受けてゐる。他方日下部氏の氏族神とも考えられる養父の水谷神社の散在領の中、高田郷に所在してゐる八反の地を保持してゐる。この八反の地というのも、もとを質せば、日下部の一族が、養父神社に奉獻した土地だったので、日下部氏に所縁が

ある高田氏が、管理の委託を受けていたのかも知れない。これは水谷社の元旦御祭田で、これによつて水谷大社は元旦から三日までの重要な正月行事を執行していた。さて、この高田忠員が、源忠員と称していることは、源氏とのつながりがあることを表明している。この源氏との関係は、恐らく承久の乱に北条氏とかかわったために生れたものだつたろう。だとすると、承久の兵乱期に、新井莊には京都与同の武士がいたが、却つて国衙に近い日置郷には越生有充が、鎌倉方に関係し、同時に国衙と至近の地である高田郷には高田忠員のように国衙の指令に従わないで、鎌倉に心を通わせていた武士も所在していた。

狭沼郷と八木一族

『但馬国太田文』によると、八代莊は五十三町八反、八代郷は十九町二反二百三歩、
それに狭治郷は三十四町二反歩だと記している。狭治郷とあるのは、後でもふれるが
如く、狭沼郷のことである。この中、八代郷という郷名は、既にふれた如く『但馬国太田文』によつて、初
めて知らされる郷名で、狭沼郷が再分割された結果生じたものらしい。

また、狭沼郷の公文は、八木九郎左衛門尉高貫、八代郷の公文は八木三郎三左衛門入道真阿で、この八木真阿は、悲田院領、出石郡善住寺庄三十町の地頭である。ところで、八木姓の人が共に狭沼郷、八代郷に
関係している。八木氏は、古代、但馬の国造として、円山川水系に強大な勢力圏を設定していく日下部氏の
分流の一つだ。八鹿町の八木谷を本拠とした氏族で、寿永の内乱期、その持つ古代的性格のゆえに、平家方
に味方し、一挙にその本拠地を、源頼朝によつて没収されてしまう。承久の兵乱期、同族の朝倉八郎はいち
早く、京都方への旗幟を鮮明にしたばかりに、失脚してしまつたが、八木氏は根強く生き続ける。恐らく、

承久の兵乱期、鎌倉方に付いていたものだろう。狭沼郷の公文職を持ちつづけ、狭沼郷からまた八代郷が分離したのは、八木氏にまつわる公文職が、八木重直と八木真阿へと分割されたもののようにみえる。八木氏は、まず狭沼郷に深い所縁があつた氏族のようだ。

八代莊と八代右近入道善阿

さて、狭沼郷を二分割して成立した八代莊の地頭は小河左衛門六郎宗祐だ。
朝来郡物部下莊地頭の小川左近将監貞盛と同じく、武藏の小川氏の一族だ。

やはり関東の御家人で、下り衆だ。ところで、八代莊の公文は、八代左近入道善阿だ。八代善阿は八代莊の莊名を自己の姓名としているから、八代莊を拠点として大きくなつた氏族であろうが、もとは日下部氏のようだ。『但馬国太田文』には朝来郡田道莊の公文に、八代孫五郎入道道伝の名が見えているし、「朝倉系図」には「立脇新大夫家修—同太郎家任—家国（八代四郎）」とある。立脇家修は、平安時代の中頃源氏に与同して、拠点とした朝来郡内の地を平家に没収されてしまう。その子家任は失地回復のため、寿永の内乱期、木曾義仲に味方したり、源義経に従つたりしていたが、源頼朝、開幕の時、先祖の家修の功に免じて、旧本領の一部を保全された人だ。その一つが八代莊だったのかも知れない。引き続き承久の乱を経験しながら、八代莊の公文職を保持している。こうしてみると八代莊・狭沼郷・八代郷の三つの地域には、日下部氏所縁の氏族が、公文として深くかかわりあつてることが知られる。八代川流域はもともと狭沼郷の地であった。既にふれた如く日下部氏は、この地に早くから勢力を持ち、国衙領、莊園機構の中にがっかりと喰い込んでいる。恐らくその持つ古代的性格の故に、郷司級の氏族として現われ、承久の兵乱期に鎌倉方に深く傾斜し

ていたことだろう。こうしてみると、八代莊・八代郷・狭沼郷には八木氏に、高田郷には高田氏にまつわる勢力が固定している。それにもこの二氏が関係している地域は、おおまかにいって八代川水系に沿うている。またこの二氏は、養父の日下部流の一分派だし、高田郷には但馬の国衙が設置されているのだから、寿永の内乱期、雌伏を余儀なくされていた日下部氏の一族は、承久の乱を経験することによって、かえって氣多郡北西域に新生の姿を見せている。

国御家人 この傾向は日下部氏だけに限ることでなく、養父郡に所縁ありと思われる石禾氏についても考えられる。『但馬國太田文』によると、八幡頭別当、八幡宮領円山別当という記載がある。この中、八幡頭というのは八幡宮領ということだろう。また、椒別当、円山別当というのは、一応八幡宮領伊福別宮というような、別宮に当るものであろうか。さてこの椒別当の八町三反の下司は、石禾九郎能実だ。石禾氏は養父郡石禾村から起つた武士であろう。彼はまた国御家人でもあった。今まで、しばしば、国御家人といふ言葉を使用して來たが、この国御家人といふのは、どのような武士だろうか。『但馬國太田文』に記載されている武士の名前を見ると、人名のあとに「御家人」と記してある武士と、そうでない武士とがある。更に、これを詳細に見ると、御家人だとされている武士は、地頭ではなくて、「公文」とか、「下司」とか、「案主」とか、或は「国別當」に任じている人たちばかりで、莊園の領主とか国衙の支配下に置かれている。しかも、そのすべてが但馬の国人だ。これに対して、姓名は記載しているが、御家人との注記が施していない武士は、すべて地頭で、しかも「関東の下り衆」たちばかりだ。

こうして見ると、『但馬国太田文』は、その記載に当つて、但馬在住の莊園関係の武士と、関東下り衆とを、意識的に弁別していることがわかる。関東下り衆というのは、所謂関東御家人で、鎌倉幕府と主従関係の連帶を特に強く表面に出した武士のことと、鎌倉幕府一辺倒の人たちばかりだった。これに対して、この但馬の御家人といわれる武士団は、御家人とは言いつつも、資格審査に当つては、随分と便法的に取り扱われ、特別措置で家人に列せしめられた人たちばかりで、莊園や国衙領に関係しつつ、且つ鎌倉幕府や守護の指揮下に入つた武士で、関東御家人が、武士団の中でも最も選ばれた武士たちであるに対し、この但馬の御家人は、二足の草鞋をはいた武士だった。この但馬の御家人のことを、国御家人と呼ぶ訳で、既に、表14の「日高町域の土地の種目と権利者表」の中で、※印を附して示しておいたように、氣多郡の国御家人は彼の外に、既に紹介しておいた八代入道善阿・八木高賢・八木入道真阿や、小山寺三町の国別当をしている水落太郎重方の名が知られるわけだ。水落氏の出身地は不明だ。氣多郡に所縁の国御家人は石禾氏といい、八代氏といい、八木氏といい、養父郡に關係のある氏族が多いことが目につく。彼等は国御家人といいつつも、源頼朝在世の当時からの国御家人というのではなくて、北条氏が執権政治を保持していく必要から、その地位が承認された人たちのようだ。承久の兵乱期、鎌倉方に与同した功績を申し立てて、本貫の地たる養父郡と、ほど遠くない氣多郡の地を手に入れるとともに、国御家人に加えられたものだろうか。

沼田願西と氣多郷
『但馬国太田文』によると、八幡宮領円山別当の地頭は沼田小太郎入道願西だとあるが、別系統の写本によると、治田小太郎入道願西とも見えている。ところでこの治田

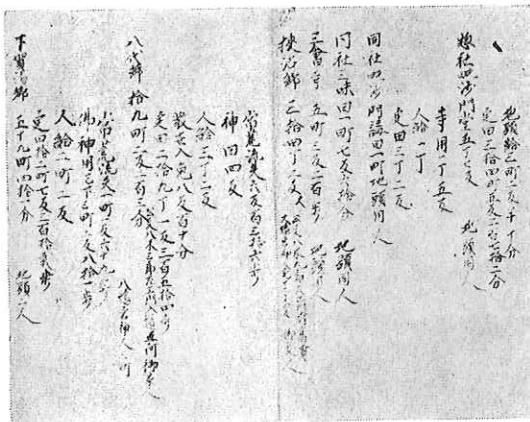


写真86 但馬国太田文（香住町 帝釈寺蔵）

頤西の名前は、氣多郷の地頭としても現われている。また出石郡穴見郷七十六町の内に、出石三郎信政の第三女所有の地が三町、存在しているが、この第三女の夫は、治田小太郎入道頤西であった。また、『和名抄』に載る「狭沼郷」のことを『但馬国太田文』では、「狭治郷」と記している。こうして見ると、現在、我々が知っている『但馬国太田文』は、それが幾度となく、次から次へと写しつがれていく中に、「沼」という字を、「治」とも読みうるような紛らわしい写体を作った人があつて、これを次の人が写しとる時に、ある

場合は、素直に「沼」とよんで、沼田願西とかき、ある場合は「治」と読み間違えて治田願西と書き誤っているようだ。つまり、氣多郷の地頭、治田願西は円山別当の地頭、沼田願西と全く同一人だと見なければならない。こうしてみると、『但馬国太田文』の氣多郡の中の、別の箇所に、「治田小太郎入道願西国恩歩射田一町」とある場合の治田願西は、沼田願西を書き誤つたものであることは勿論だ。

ところで、氣多郷の郷名は、既にふれた如く、八代郷と同様に、八世紀の初頭、制度化された行政区の中に記載されていな。それより五百年たったこの『但馬国太田文』に至つて、はじめて現われる郷名だ。それによると、氣多郷百十一町歩は上郷（二十八町歩）と下郷（七十三町歩）に分れていて、この上

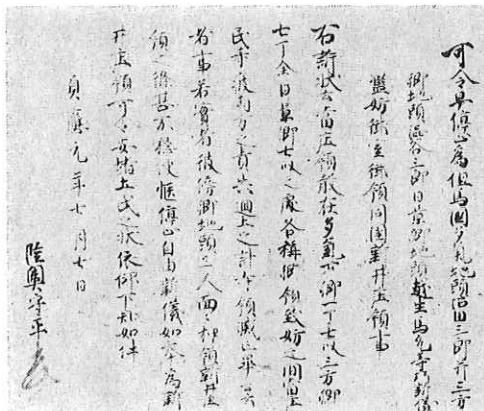


写真87 鎌倉幕府下知状（京都市仁和寺文書）

郷・下郷の地頭が治田願西であるばかりでなく、下郷の中の惣社毘沙門堂（五町）、同社毘沙門講田（一町）、同社三昧田（一町余）、三會寺（五町）の地頭も治田願西であった。惣社は、既にふれた如く氣多神社のことであろう。三會寺はその所在が分らない。国府地区の土居にある、「三女寺」という小字の地ではないかとも考えられているが、はつきりしていない。

さて、氣多郷らしい郷名は、この『但馬国太田文』の記載に先だつ六十年前に知られている。既にふれた如く、仁和寺新井莊の散在地に多氣下郷一町七段とあるのがそれで、地頭は沼田三郎だとある。この多氣下郷は氣多下郷の書き誤りと見ていいだろう。だとすると、鎌倉時代には、既に多氣郷ともいわれている氣多郷という新しい郷名が発生し来っている。しかし、ここで注意すべきは、この多氣郷乃至氣多郷というのは、但馬守護の勢力が全く及ばない國衙関係の所領というのではなくて、新井莊の中の散在田の所在地を示すだけの郷名となっていることだ。多氣郷乃至は氣多郷は、國衙領としての郷名ではなくて、地名として現われているのである。ところでこの多氣下郷の地頭は、貞応元年（一二二二）の仁和寺文書によると沼田三郎であるに対して、弘安八年（一二八五）の『但馬国太田文』では、治田願西としている。

六十年の間に地頭が沼田氏から治田氏に代つたとも考えられる

貞應元年七月廿七日

陸奥守平



写真88 蓼の生えている円山川

が、円山別当の地頭を沼田願西だとする、別系統の『但馬国太田文』もあるから、ひょつとすると、流布本の『但馬国太田文』に、治田願西と記しているのは、案外、伝写の過程に於て、沼田が治田と書き違えられたものかも知れない。さわいえ、後述する如く、觀応二年（一三五二）の、符中（府中）・日置河原の合戦で、伊達義綱に取り込められた武士の名に、治田彦次郎という名前が見えるので、この治田彦次郎が、府中・日置との地理的な関係から見て、『但馬国太田文』氣多郡氣多郷に見える治田と脈略をつけてもよいかとも思われるが、この際、仁和寺文書が明瞭に「沼田三郎」と記載していることから、治田願西は沼田願西の書き誤りだと断定しておこう。

沼田姓は、中世、中国、九州にも見られるが、なんといつても、東国に多い姓名だ。こうしてみると、沼田三郎は、関東下り衆の地頭であって、治田願西こと沼田願西はその世系につらなる人と見ていいだろう。ところで、養父郡石禾下荘の地頭、角折太郎入道妙蓮は、自己の関係地を三分にして、その一分を娘、治田尼に譲っている。この治田尼も、同様に沼田尼のことで、沼田願西はお隣の養父郡にも関係を有していた人のようで、沼田は関東下り衆の中でも、分けても、有勢の人であり、国衙に近い氣多郷の地頭となつたのは、ある意味で、素姓の知れない但馬守護・太田の監視役だったか

も知れない。それでも、氣多郷の地も、承久の兵乱期、国衙に近いため、国衙の指令をまともにうけて、京都方に味方した優勢な武士がいた土地だったろう。

中世の農業

この頃、氣多郡の産物を具体的に記したものはない。種々の資料の中から抜き出してみよう。

①蓼。既に源頼光の節でふれた如く、但馬国司源頼光は、国司の館のそばを氣多川が流れ、蓼を刈り積んだ船が、朝もやの中を、櫓音をきしませて下るのを聞いている。この蓼は、染料の原料となる植物であった。恐らく、氣多川の両岸に自生している蓼を、刈り集めていたことであろう。

②絹。既にふれた如く、太多御厨では、外宮供祭物に、八丈絹三疋と起請雜用料絹十七疋を進めている。

③紙。これも太多御厨が外宮供祭物に進めているもので、月並御幣料として、上品紙十五帖となっている。絹・紙ともに清滝地区の高原部で作られていたものだろうか。

④また、先に但馬守護太田昌明が、日置河内畠山林侵犯事件を引き起したことについては、本章第二節太田昌明の言い分の項でふれておいたが、これは、進美寺と守護、つまり寺院と守護所の力づくりの対抗ではあるものの、紛争の的となつたのが、日置河内の畠山林と記せられていることから知られるように、進美寺の山脚部の山林が開発され、畠地化している様子が汲みとられる。徐々にではあるが、氣多郡山麓部にも、新しい農業景観が展開している。

第三節 雅成親王伝説

雅成親王

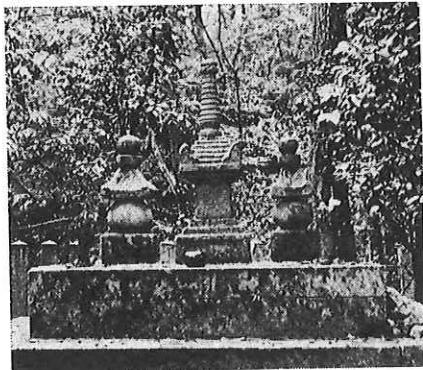


写真89 伝雅成親王御陵（豊岡市高屋）

雅成親王は、後鳥羽天皇の第四皇子で承久の兵乱の責任を追求されて、但馬国に配流になつた。配流先は豊岡市高屋というが、「室の朝倉」だと、当時の史書の中に書いたものもありはつきりしない。出石郡の室野には朝倉という所がなく、朝倉という地名は、八鹿町に朝倉があり、また朝倉は浅倉と発音が相通じる。浅倉なら、わが日高町の町域だ。それなのに現在、雅成親王の配流地は、豊岡市の高屋だと深く信じこまれている。この地は但馬国衙からそう遠く離れていない。親王は、はじめアサクラから高屋に移されたのかも知れないが、このアサクラが、八鹿町朝倉、日高町浅倉にしても、但馬国衙とは地理的に近い所だ。あとでふれる如く、但馬国衙附近に、守護所が設置されていたかも知れないから、但馬守護の監視の目が行き届き易い場所が、選ばれていたことだろう。かくて、親王は、豊岡市高屋で、但馬守護太田昌明の監視を受ける身となられた。親王は、建長七年（一二五三）五十五歳で、配所の露と消えられるが、その間出家してひたすらに、幽閉の身を慎んでいたり思えば、その間に黒衣に大檜笠をつけて脱出を

計つたりしたこともあつたり、どうしたわけか、四十歳台のころ、幾年かを京都で過し、兄にあたる順徳上皇が、佐渡の配流地でおなくなりになつた悲報を受けられた時には、母の修明門院と共に悲歎の涙を流したりもされていた。

そうはいっても、高貴の人に戻った昨日の榮華にくらべて今日は流刑の身というような、境遇の大変化は、世人に大きな衝撃を与えたものか、同情にも似た心情を通わせて、親王に関するいくつかの説話を伝えている。わが町でも特に、深い印象をもつて語りつがれている。

ばば焼松の話

昔、雅成親王が但馬に配流になつた時、妃の幸姫が夫君の跡を慕つて、懷妊の身にもかかわらず、三十余里的道程を歩み続けて、氣多郡松岡村の里まで辿りつかれた。この時妃は急に産気づかれて、王子を分娩されたが、非常に苦しみが打ち続く中で、妃は侍女をとある農家に立ち寄らせて、背の君の配所までの道のりを聞かせたところ、その家の老婆は意地悪く「配所高屋までは、九日通る九日市、十日通る豊岡」その先きは人を取る一日市で、合せて二十日はかかりましよう」といったので、これを聞かれた妃は泣き崩れて、「これ以上三日も歩めば気力は尽きてしまうのに、二十日もまだ歩けとは、到底生きる望みはありません」と申されて、生まれたばかりの王子を石の上に寝かせ、せめて守袋を王子の身許に添え遣された上で、「死後南風になつて高屋に達しましようぞ」といわれて、蓼川に入水され、侍女もこれに従つた。この事を聞き知つた村の若者は、この老婆を火あぶりにした。この後、毎年この頃になると、きまつたように洪水が起きて、村人が苦しんだので、これを妃のたたりとなして、その靈を慰めんがた



写真90 ばば焼祭（松岡）

め、妃の靈を産土神として十二所神社（松岡字宮ノ後に鎮座）に祀ったという。神社の前にはその時の身投石があったといわれている。

最近まで、上郷・松岡・府市場・土居・芝の地で行われ、今は松岡地区のみに残されている旧暦三月十四日の俗にいう「婆々焼祭」（御鉢焼・お灯まつり）には、女竹などを用いて鉢型のものを作り、中に藁をつめ、之を河原に打ち立て「御柱松」と呼ばれる葉付きの生松の木に絡みつけ、鉢型の上部に藁人形を仕立て、これを老婆に見立て、祭の遅夜にあたる十四日の夕方に焼き捨てる行事が行われる。この日には不思議にも、妃の遺された言葉通り、南風が強く吹くということである。また、この妃は、随分と髪の綺麗なお方だつたらしい。この当時、美人といわれるためには、まず髪が美しいことが最大の条件であつたから、この意味で、雅成親王の妃は、大変な美人だつたろう。また髪は「女の命」ともいわれていた。それで、これにあやかり、髪かたちが良くなる様にと念じる遠近の人たちは、ごく最近まで、十二所神社に自己の頭髪を奉納し、祈っているものだつた。

なお、十二所神社は、もともと若宮神社と号し、松岡と土居の産土神であったが、享保四年（一七一九）以降十二所権現と称し、更に明治三年（一八七〇）十二所神社と改称し、土居を分離して、松岡のみの産土

神としたものという。



写真91 今のかさぶた峠（八代）

山崎三郎右衛門と薬師仏

このころ、上郷の住人で、山崎三郎右衛門という人が、子供のないのを憂え、是非後嗣が得られるようにと、大岡寺の薬師仏に願をかけてお祈りしていた所、夢中に靈感に接し、急ぎ大岡山より帰路の途中、ふと赤児の泣き声が耳に入つたので、その声を探しあて、十歩ばかり歩むと、石上に寝かされている赤児が目につけた。

よく見ると紅梅の衣裳を産衣にして、その脇に綾羅の守袋が添えてあつた。三郎右衛門は、これこそ薬師仏から授つた子供であると考え、大事に懐き帰つて養育した。この赤児は、さきに入水された妃の王子であった。王子は生長するとともに、非常に賢明さを發揮したが、一時高屋の本井氏に養育され、その後、光妙寺の僧円空について、得度出家し、淨円と号したといふ。

雅成親王と薬師仏

『八代村史』によると①雅成親王が瘡を患つて、大岡山の薬師に祈られたところ、夢中に「村雨はただ一時のものぞかし、その蓑笠をそこにぬぎおけ」とお告げがあり、親王は大岡山よりの帰路、瘡の病が、忽ちに癒え、フ

タの落ちた所を、「かさぶたとうげ」という。

②また異説として、親王が瘡を患われて、大岡山の諸薬師の靈験の高いことを聞かれて、一七日間、參籠さんろうされた。しかし瘡の病気が本復しないので、お帰りになる道すがら、「南無薬師諸病悉除の願たてて、身よりの仏の名こそ惜しけれ」と口ずさまれたところ、薬師仏「村雨はただ一時のものぞかし、己が蓑笠そこにぬぎおけ」と返歌をすると、親王の瘡の痂かは、たちまちおちて、親王は平癒されたといい、今にこの道を「瘡の痴嶺とくりょう」という。この親王と薬師の問答の仏詣の話は、『校補但馬考』では、白河院と薬師との間にかわされた問答歌となっている。

雅成伝説と若宮信仰

雅成親王について、このような伝説が、日高町域に存している。だがこれをもつて、親王に関する正確な事蹟だと考えるのは早計である。承久の乱に敗れ、但馬に配流になつた雅成親王の境遇の変化が、余りにも甚しいので、この薄幸の貴公子に寄する世人の感懷が、このような親王に対する同情的な説話を産んだように考えられるが、むしろ、これらの話は、主人公を、たまたま雅成親王という尊い方に設定して語られただけの話で、その主人公は必ずしも雅成親王でなければならぬという必然性のある話ではなかつた。その主人公は、どの誰でもよかつた話であつて、民俗学的な解釈が濃厚に導き出される話であつた。

その一例が、親王の妃、幸姫の靈を祀つた神社が、「若宮神社」だといわれることである。「若宮」というのは、元来、悲惨な死を遂げた人が、祟りをするのを恐れて祀られるに至つた神様だ。祭を怠れば、直ちに



写真92 十二所神社（若宮神社）（松岡）

仕返しに祟りをなす、はげしい神様だ。人間にたとえれば、円満な人格を持ち合わせない、直情径行の未青年の段階の神様で、やがて親神によって統御され給うと信じられているものだ。それ故に若宮ともいわれるのだが、初夏のころ、流行病が発生すると、これは現世に志を得ずして、悲惨な最後を遂げた人の靈のたたりだと信じられ、若宮の仕わざだと思われてくる。松岡の「若宮神社」の場合もこの若宮が、流行病のような荒ぶる靈験を示し給うた時、世人はひたすらに、若宮の暴れ立った姿を見てとつて恐れ畏まつただけではなく、逆にこの若宮を丁寧に祀れば、若宮はその誠意を受け給うて、悪病の流行を鎮めてくれるものと期待された。それにつけても、なにが故に、この若宮は荒ぶる靈力を示し給うものか、世人の共感を得る必要があつた。その時、それは、若き生の緒を、入水という異常事態で絶たれた雅成親王の后、幸妃の怨念であると説き立てるものがあれば、容易に世人の了解を得られるものだつたろう。かくして若宮神社の祭神は、雅成親王の妃というふうに考えられ、固定化されてくる。加えて、「御柱松」を燃す火祭の行事が、この地方に慣行化している。これはその年の稻作の豊饒を予祝する行事であるが、この御柱松の形を人がたと考え、意地の悪い老婆の姿を見てとると、益々雅成親王妃の入水の話は、真実味を加えて来て、氣の毒な最後を遂げられた妃が、たたられるのは無理もない事とますます信じられてくるのであつた。



写真93 大岡寺の薬師如来坐像

大岡山の薬師如来 では、松岡の若宮神社の祭神を、雅成親王の后だと説き伝えたものは誰だったろうか。ここで再び、雅成親王に関する伝承を振り返ってみると、雅成親王の瘡は、薬師の靈力によって、忽ちに落ち去り、雅成親王の后が産み残された赤ん坊は、薬師の指示により、上郷の百姓の手に拾い上げられているなど、そのいずれの話にも、大岡山の薬師如来の靈験が語られていることに気づく。なお、詳細に見ていくと、ババ焼松の伝承は、雅成親王妃の入水という悲惨な情景の描写が主題だというよりは、それは寧ろ、子宝に恵まれぬ老百姓がいかにして、貴種の血をひく王子を授かったかという経緯を説明するための伏線的な話であつて、案外、ババ焼きの話と山崎三郎右衛門が棄児を拾った話とは、もとは一つの話で、それがちぎれちぎれに伝えられたのかも知れない。そして、これはひとえに大岡山の薬師如来の力や指図があつてこそ、果された出来事だといつているのである。薬師如来の力の偉大さを説き上げている。

こうしてみると、雅成親王に関するいくつかの伝承は、実は大岡寺の側の方から、本尊とする薬師如来の靈験を、かくもあらたかなものだと農民に説き立て、大岡寺に対する信仰を燃え立たせようとした話が、その骨子だったのではあるまいか。文字についての素養が欠けている農民に、大岡寺本尊薬師如来の有難さを端的に伝えようとすれば、貴い人の事績を手がかりに、このように説きたて、耳から理解させようとした話だった。

第四節 国衙と守護所

守護所

但馬守護安達親長は、承久の兵乱に際して、歴とした鎌倉武士でありながら、京都方に味方したため、その地位を追われ、代って太田昌明が但馬守護となつた。守護は、軍事・警察権を一手に握つた役職で、その外、任国の広範な幕府行政を担当していた。この意味で守護は、幕府から任命された地方官であつて、その行政実施機関が、守護所であるわけだ。守護は、通例、京都か鎌倉に常駐していて、任国には代官を置いて事務を執務させていた。承久の兵乱のあと但馬守護太田昌明が、雅成親王を預り奉つていたが、監視役の実務は、伝承によれば長九郎義泰だという。つまり長義泰が守護代の役を勤めていたことであろう。

では、但馬守護の守護所は何処に置かれていたのだろうか。普通の場合、守護所の位置は、出石町附近だとの考えもある。それは但東町太田荘の地頭は、越前々司後室だが、この人は北條時広の未亡人だと考えられる地位の高い人だから、その実務を取扱うのは、守護関係の人ではないかと推定されることや、また、但馬守護太田氏関係の所領が出石郡に集中しているからである。それにしても、氣多郡域に守護所が設置されてもいいような理由があることも見逃せない。守護所は国衙の近くに置かれたようだ。稀には国内の要地が選ばれている。さて、大将野莊五十七町二反余は『但馬國太田文』によると、畠莊宇治安樂院領、領家円満院宮となつてゐる。円満院は、このころ京都岡崎の地にあって、相ついで皇族が入院される寺格の高い寺で

あつた。大将野荘は、上野村十八町一反と下野村三十九町六反とに分れていたが、この二カ村は、南北朝ごろまでの間に、莊園化し、大将野上荘・大将野下荘と呼ばれてくる。しかし依然として、円満院がその領家職を保持していたものの如く、大将野上下荘は、南北朝時代の初め、北朝の光厳天皇は、円満院入道尊悟親王のものである旨を安堵しておられる。大将野荘所在地は、国府地区の野々荘の地だと考えられている。この中、上野村は領家分十町九反、地頭分七町二反で構成しているが、この地頭分というのには、下司并公文惣追補使跡だという。下司といい公文といふのは、莊園関係の役職だ。惣追補使といふのは、惣追補使小野時広が、寿永の内乱の際、屋島の合戦の勝利を進美寺に祈念させたように、当初は諸国を守護するために源頼朝が任命した地方官で、これはやがて文治元年（一一八五）守護、地頭の設置により、守護になつたものだ。だとすると、上野村に惣追補使跡があるのは、莊園の内部に惣追補使が干渉し、ある種の権益を手に入れた結果を示しているのではなかろうか。いわば守護領が打ち立てられていく素地を形成していた事を示しているとみていいだろう。国衙近辺の地に惣追補使跡があることによって、この大将野荘の中に、守護所が設置されていた可能性を推定してみたい。

そして、また、国府地区野々荘に成立した大将野荘は、前左大将御後室とある。前左大将といふのは、將軍源実朝のことである。このような鎌倉幕府最高位の人の関係地の面倒を見る人として、特別に幕府から代官が配置されていたかも知れないが、案外、それは但馬守護の任務にもかかわっていたかも知れない。逆に言えば、大将野荘が、源実朝の所領とされたのは、守護所が近くにあつたためと考えられよう。

留守所 一たび地方官である但馬国司に任せられたからには、但馬国司はこの但馬に赴いて、行政に精励し、民生を厚うしようと努力するのが、たてまえの筈だが、一向に下向しない国司が多くなったり、また、但馬を知行国とした人たちは、はじめから但馬に下向しようとの気持すら持っていない。彼等は、京都にて、得分をさえ手に入れれば、それで充分だった。では但馬の政務は誰がみるのかといえば、目代と在庁官人で、国司や知行主の命を受けて、國務を執行していた。その政庁が留守所だ。『但馬国太田文』によると、高生郷の中に、留守所用作、拾五町八反二百四十歩という記載がある。これをもって、留守所の諸経費を賄つたものだろうか。

但馬国衙の機能は、鎌倉時代を通じて活発に發揮されていた。ここに幾度となく引用する『但馬国太田文』は、弘安八年（一二八五）に但馬守護太田政頼が、幕府の命令によって選上したものだが、太田政頼が守護の権能を發揮して、御家人を駆使して作製したものではなく、国衙の役人の協力によつて完成したものだった。但馬国司が但馬国衙に赴任していくとも、国衙は行政府としての働きを続けていた。但馬守護や地頭の立場は、国衙の力を弱め、喰い込み、その権能をもぎとろうとするものだった。だが国衙の活動は、まだ衰えをみせていかなかった。留守所は京都の指令を忠実に行政面に施行しようとしていた。

この留守所の役人の構成は、公式的には目代と在庁官人で構成されていた。年期は未詳であるが、この鎌倉時代のものと推定される進美寺の記録によると、目代の下に六人の惣判官代と呼ばれる在庁官人が存在していたことが知られる。品治・赤染・平・三宅姓の者一名・紀姓の者二名という構成だった。彼等は新しく出現した「郡司」・「郷司」を媒体として、國務を指令し、徵税を行っていたのだ。この外、また、『但馬国

太田文』では、国別当・国別当一庁官・国神主などの職名が散見し、高生郷には一庁官分として二十二町歩が記載されているから、その外の属官級の役人も、随分といたらしい。

さて、この在庁官人の中には、ある時期には、進美寺の住僧が関係していたらしい。即ち、既にふれた如く、進美寺の別院である蓮台寺・吉祥寺を六代にわたって伝領して来ていたのは、在庁資経法印だつたし、元応元年（一三一九）の記録によると、進美寺住僧の中には、麓の赤崎庄に里坊を有しているものもあつた。留守所がその機能を發揮するためには、執務に充分に堪える人を参加させることも必要であつた。このころ、御家人といつても、文字についての教養のないものが多くいた時だ。ましてや農民層に至つては、文化的な教養などは、無縁なものであつた。この時、日夜、仏典に触れ、文字に接する機会が多い僧侶の立場は、他面において、留守所という官庁機構の中でも良き実務家たりえた。先には在庁官人が郷司を兼務していたが、今は逆に進美寺の住僧の中にはこのようにして、在庁官人の役にも服しているものがいる。留守所の活動は、永く続いていた。觀応二年（一三五二）は、足利尊氏と弟の直義との不和が、表立つて争われている年だが、疫病が流行していた。北朝では、諸国に庁宣を下して、疫病の排除を祈願させたが、この時、但馬国には、留守所宛にこの指令が届いている。

